

令和8年3月24日

三次市建設部都市建築課

## 三次市耐震改修促進計画【第3期計画】の計画期間延長について

三次市耐震改修促進計画【第3期計画】（以下「現行計画」という。）は、計画期間を令和3年度から令和7年度までとしておりましたが、第4期計画の策定にあたっては、指針となる広島県耐震改修促進計画（第3期計画）が計画期間を延長する予定であることから、現行計画の計画期間を1年延長し、令和8年度までとすることとしました。

### 1. 計画期間の現状

現行計画の当初計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

### 2. 計画期間延長の背景及び趣旨

三次市耐震改修促進計画【第4期計画】の策定にあたっては、広島県耐震改修計画と指針をそろえることで実効性のある計画とすることができます。

広島県耐震改修促進計画（第3期計画）が計画期間を延長する予定であることから、現行計画を1年延長し、令和8年度中に次期広島県耐震改修促進計画の指針を確認したうえで三次市耐震改修促進計画【第4期計画】を策定しようとするものです。

### 3. 改正の内容

#### (1) 改正後の計画期間

令和3年度から令和8年度までの6年間

#### (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標については「令和7年度」を「令和8年度」に読み替える。